

## レンタルBOX 利用規約

(レンタルBOXとは)

第1条 レンタルBOXとは、まちづくりスポット鳥栖（以下、「まちスポ鳥栖」という）が運営する、まちスポ鳥栖内に設置するレンタル方式の展示型販売用BOXのことです。まちスポ鳥栖がBOXをお貸しし、その中に展示していただく商品を受託販売するものです。

(設置の趣旨)

第2条 まちスポ鳥栖の登録団体や登録している個人（以下「個人」）が、小さな「自分の店」を持つことで、登録団体や個人の活動のPR、事業資金を確保すること等がレンタルBOXを設置する趣旨です。

(契約)

第3条 ご契約の際は、まちスポ鳥栖に来館の上、契約書及び必要書類に記入し、署名・捺印をします。ただし、まちスポ鳥栖の運営の都合上、契約できない場合もあります。

- 2 ご契約者は個人・法人を問いません。まちスポ鳥栖登録団体につきましては、代表者との契約とさせていただきます。
- 3 ご契約の際は、下記をご持参ください。
  - ① 契約書（様式はまちスポ鳥栖に準備していますので、当日記入も可能です）
  - ② 納品書（商品搬入時に必要となります）

(展示物の制限)

第4条 下記に該当する物の展示はお断りします。

- ① 違法な物、公序良俗に反する物
  - ② 飲食物、不衛生な物、危険物、生き物
  - ③ レンタルBOXに収まらない物、重すぎる物
  - ④ 政治、宗教に関する物
- 2 展示物が、第4条に該当すると判断した場合は、契約者には直ちに当該展示物を撤去していただきます。この場合、まちスポ鳥栖は契約を解除し、これによって発生する契約者の不利益については補償を行いません。
  - 3 前項に該当しない物についても、まちスポ鳥栖の判断により、展示をお断りする場合があります。

(契約期間)

第5条 契約期間は月単位（毎月1日から末日まで）で、最長12ヶ月までとさせていただきます。

(契約の更新及び解約)

第6条 契約の更新については、更新の通知と販売手数料のお支払いを確認した時点から効力が発生します。契約満了日の20日前までに、手続きをお済ませください。契約を更新することなく、契約満了日を経過した時は、契約者が解約したものとみなし、展示物は撤去させていただきます。

- 2 解約については、契約の満了する月の20日前までに、契約者がまちスポ鳥栖に通知するものとし、契約満了日までに展示物を撤去していただきます。
- 3 前2項の場合につき、展示物が撤去されないときは、1ヶ月間まちスポ鳥栖に保管した後当該展示物を処分させていただきます。
- 4 前項の規定により、まちスポ鳥栖が処分した展示物については、契約者はこれに関するすべての請求権を放棄するものとし、まちスポ鳥栖はこれに関するいかなる責任も負わないものとします。

(展示の方法)

第7条 契約者は、レンタルBOXにキズ(画鋏穴、糊跡等)をつけないようにお願いします。

- 2 展示物には必ず値札を付けてください。
- 3 展示物を展示されるときは、納品書に内容をご記入ください。
- 4 まちスポ鳥栖では、展示物以外の物を在庫として預かることはいたしません。契約者の方で補充をお願いします。
- 5 まちスポ鳥栖では、個別の包装はいたしません。必要な方は、各店で紙袋等をご準備ください。

(価格の設定)

第8条 展示物の価格設定は10円単位とし、すべて消費税込み価格で表示してください。

(レンタル料金)

第9条 レンタルBOXのレンタル料金は、大きさや場所に応じて異なります。月1回、月初めの第1週中にお支払い下さい(別添資料)。

(販売手数料)

第10条 まちスポ鳥栖は、販売手数料として展示物の10%(消費税込み)をいただきます。

- 2 売上げは月末締めで計算し、契約者には翌月10日以降にお支払いをいたします。なお、販売手数料を除いた売上の引き渡しは、契約者にまちスポ鳥栖にお越しいただき、手渡しの方法でお支払いするものといたします。

(補填)

第11条 地震・火災などの災害、又は来場者の故意又は過失により展示物が滅失又は破損した場合は、まちスポ鳥栖は補償いたしません。

(営業日)

第12条 まちスポ鳥栖の定休日は毎週水曜日、5月3日～5日、年末年始12月29日～1月3日となっております。

- 2 まちスポ鳥栖の都合により、前項以外の日に臨時休業する場合があります。
- 3 営業時間は原則として午前10時～午後6時までです。

(規約の変更)

第13条 このご利用規約は、予告なく変更する場合があります。ホームページ等をご覧になるか、まちスポ鳥栖へご来館のうえ、最新の規約をご確認ください。

付 則

この規約は2021年4月1日より施行する。